

別添

令和7年度自動車（小型貨物、新車）1台の賃貸借契約仕様書

令和7年度自動車（小型貨物、新車）1台の賃貸借契約については、調達公告、入札説明書、契約条項に定めるもののほか、この仕様書による。

1 賃貸借する自動車

- (1) 台 数 1台
(2) 仕 様 別紙の自動車（小型貨物、新車）車両仕様（以下「車両仕様」という。）
のとおり
(3) 借 入 場 所 車両仕様のとおり
(4) 賃 貸 借 期 間 令和8年1月9日から令和13年3月31日まで

2 契約内容等

(1) 契約内容

ア 自動車の賃貸借

イ 賃貸借自動車の保守、点検、修理その他のメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）

(2) メンテナンス内容

メンテナンスは、原則として受注者が自動車をその借入場所で引き取り、受注者が指定する整備工場（以下「指定整備工場」という。）において以下のとおり実施すること。

ア コンディションチェック

（ア）実施内容（以下の内容については、訪問により点検を行うことができる。）

a ブレーキ液、バッテリー液冷却水、エンジンオイルの量

b エンジンのかかり具合、異音

c ヘッドライト、ストップランプ、ワインカーランプ等の点灯、汚れ、損傷

d ウィンドウウォッシャー液の量

e ワイパーの拭き取り状態

f ベルト（ファン、パワステ、エアコン）の緩み、損傷

g バッテリーの腐食等

h タイヤの圧（目視）、摩耗、損傷等

i ブレーキの踏みしろ

（イ）実施時期

3か月に1回

イ 賃貸借期間中の継続検査

ウ 法定点検

エ 一般整備、一般消耗品（消耗タイヤ、ワイパーゴム、ライトの電球、リモコンキー等電池、
　　ウィンドウウォッシャー液等を含む。）の交換又は補充

オ 故障修理（エンジンオイル、エアコンガス等の補充を含む。）

カ バッテリー交換

キ エンジンオイル及びオイルフィルタの交換

ク タイヤ（ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ）の交換

ケ 磨耗タイヤ（ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ）の更新

コ 代車提供（事故時を除き、車検、修理で48時間以上賃貸借自動車が使用できないと見込まれる場合）

サ 継続検査、法定点検、その他部品交換等を行った場合の洗車及び室内清掃

- シ 通常走行中におけるタイヤのパンクの修理
 - ス その他安全な走行に必要な点検及び修理
- (3) メンテナンスに含まないもの
- ア 日常点検
 - イ 燃料代、駐車料金、高速道路料金
 - ウ タイヤ（ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ）の保管
 - エ 免責とされる保険事故に係る自動車の修理費用の負担
 - オ 自動車の機能に影響のない感覚的現象（音、振動、オイルのにじみ等）の整備
 - カ 各種通信機、映像・音響機器等の修理
 - キ 特別架装、装備の修理費用の負担
 - ク 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
 - ケ 自動車を使用できなかったことによる不便さ及び損失等（宿泊代、電話代、休業損失等）の補償
- (4) 貸貸借料に含まれるもの
- ア 新規登録に要する費用
 - イ 自動車税環境性能割
 - ウ 自動車税種別割
 - エ 自動車重量税
 - オ 自動車損害賠償責任保険料
 - カ (2) に定めるメンテナンスに要する費用
 - キ 受注者の名称又は商号が変更となった場合の自動車検査証の記載事項の変更に要する費用
 - ク 貸貸借自動車が滅失等した場合の自動車検査証の返納に要する費用
 - ケ 自動車リサイクル料金
- (注) ウからキまでについては、貸貸借期間中に要する費用とする。

3 貸貸借自動車の引渡し

貸貸借自動車の発注者への引渡しは、自動車検査証の交付を受けた後、1の(4)の貸貸借期間の開始日までに、1の(3)の借入場所において行うこと。ただし、当該日までに引渡しができない相当の理由があると発注者が認めた場合は、この限りでない。

4 自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中、「所有者の氏名又は名称」は受注者の氏名又は名称とし、「使用者の氏名又は名称」、「使用者の住所」及び「使用の本拠の位置」は次のとおりとする。

(1) 使用者の氏名又は名称 鳥取県
(2) 使用者の住所 鳥取県鳥取市東町一丁目220
(3) 使用の本拠の位置 1の(3)の借入場所の所在地のとおり

5 貸貸借料の支払

- (1) 請求時期 受注者は、入札説明書様式第8号契約金額各月内訳書の別紙「貸貸借内訳表」に記載した貸貸借自動車に係る月額貸貸借料を当該貸貸借月の翌月初日以降に請求することができる。
- (2) 支払期日 発注者は、(1)の適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に当該貸貸借料を一括して支払う。ただし、金融機関のシステム障害等発注者の責めに帰しない事由がある場合はこの限りでない。
- (3) 支払方法 口座振替払

6 事故処理

事故により賃貸借自動車が損傷したときは、発注者は速やかに受注者に報告するとともに、発注者の負担において、損傷の程度により最寄りの整備工場又は指定整備工場で自動車を修理する。

7 その他

- (1) 発注者へ指定整備工場名を報告すること。
また、自動車内に受注者名、指定整備工場名及びそれらの連絡先を表示すること。この際、表示する位置について発注者と協議すること。
- (2) 事故、故障等による修理は、迅速に対応すること。
- (3) 契約締結後、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。
- (4) 点検、整備を行う場合は、可能な限り公務の支障とならないよう調整すること。
- (5) 点検、整備完了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (6) 賃貸借期間が終了した自動車は、速やかに引き取ること。
- (7) 法定点検、車検時には、該当する自動車の保管場所まで引き取りに来ること。
- (8) 自動車製造メーカーの責めによるかし等（リコール等）の不具合が自動車に発生した場合は、当該自動車が十分に機能し、安全な運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
- (9) 賃貸借自動車に付随するタイヤ（ラジアルタイヤ及びスタッドレスタイヤ）は、発注者の責任において保管する。
- (10) 任意保険は、発注者の負担において別途加入する。（代車を除く。）
- (11) 賃貸借自動車の状態により発注者が賃貸借期間満了後も引き続き当該自動車の賃貸借を希望する場合は、発注者と受注者が協議の上、賃貸借期間を延長することができる。
- (12) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (13) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。